

建築計画概要書の記載の注意点（追加依頼の多い項目）

第二面【6. 道路】欄への記載項目	
①	【ロ. 敷地と接している部分の長さ】には、道路（複数の道路に接する場合は、いずれか一方）からの見付長さを記載してください。参考：滋賀県内建築基準法取扱基準 2-3-02「建ぺい率の緩和について」 1. に記載の A + B 及び C + D
第二面【7. 敷地面積】欄への記載項目	
①	【ハ】、【ニ】及び【ヘ】、【ト】の数値が異なる場合、【チ. 備考】にその理由や根拠を示してください。例：角地緩和適用、地区計画による（法第 68 条の 2 の制限による）、都市計画法第 41 条の制限による、許可基準による 等
第二面【8. 主要用途】欄への記載項目	
①	増築等の場合、別棟・同一棟に関わらず、敷地内での建物の主たる用途を記載し、カッコ書きで申請部分の建物の用途を記載してください。 例：一戸建ての住宅（倉庫）、一戸建ての住宅（離れ）
第二面【13. 建築物の高さ等】欄への記載項目	
①	増築等の場合、【ハ. 構造】欄は敷地内での建物の主たる構造を記載し、カッコ書きで申請部分の建物の構造を記載してください。例：木造（鉄骨造）
第二面【14. 許可・認定等】欄への記載項目	
①	都市計画法に基づく許可条項、許可番号、検査番号、日付
②	都市計画法施行規則第 60 条に基づく証明、証明番号、日付
③	建築基準法に基づく許可条項、許可番号、認定条項、認定番号、日付
④	水路占用等の許可番号、日付、協議済である旨等
⑤	特定工程の適用除外を受ける場合、建築基準法第 68 条の 11 または第 68 条の 22 の規定に基づき認証を受けた型式認証番号及び日付
⑥	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）第 11 条または第 12 条に基づく省エネ適合性判定を受けた場合、判定番号、日付 ※適合性判定を必要としない場合の適用についても記載ください。 < 記載例：建築物省エネ法第 20 条第一号による適用除外（自動車車庫） >
⑦	都市計画法第 58 条の 2（建築基準法第 68 条の 2 も同様）に基づく地区計画の届出を提出した場合、受理番号、日付
⑧	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可条項、許可番号、検査番号、日付または届出条項、届出受理日
⑨	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条に基づく証明、証明番号、日付
第二面【21. その他必要な事項】欄への記載項目	
①	10 m ² 以下の建物がある場合、申請建物・既設建物の概要

②	建築基準法第 86 条の 7 による「既存の建築物に対する制限の緩和」を適用する場合、適用政令条項および概要（基準時および原因）
③	滋賀県内建築基準法取扱基準における別棟の基準を適用した場合、別棟の適用基準番号（取扱基準 1-4-01、3-3-01、4-3-01）
④	都市計画法第 41 条の制限区域内である場合および都市計画法第 58 条の 2（建築基準法第 68 条の 2 も同様）の区域内である場合、その旨
⑤	計画変更申請の場合、変更の概要
⑥	建築基準法施行令第 129 条または 129 条の 2 に基づく避難安全検証法により検証された場合、適用除外とされた条項
第三面【付近見取図】への記載項目	
①	申請地や周辺の状況にあわせ適度な縮尺の地図（出来る限り白地図）を使用しわかり易く明示してください。また、目標となる地物が少ない場合は適宜追記してください。
第三面【配置図】への記載項目	
①	図面の縮小などにより文字が読みにくい場合は適切な文字サイズや用紙サイズでの提出、適宜追記するなど、判読可能なものとしてください。
②	建築基準法第 44 条の既存不適格がある場合はその旨を明示してください。
その他の留意事項	
①	建築計画概要書は閲覧に供していることから出来る限り訂正印の無い、読みやすいものとしてください。
②	確認申請書が訂正された場合に概要書も訂正が行われているか、国土交通省近畿地方整備局が発出した令和 6 年 1 月 4 日付け 事務連絡「建築計画概要書の記載内容の不備について」の内容も踏まえ、確認をお願いします。